

議案第27号

島田市立島田第四小学校校舎等建設委員会要綱の制定について

島田市立島田第四小学校校舎等建設委員会要綱を次のとおり制定する。

平成30年6月28日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

島田市立島田第四小学校校舎等建設委員会要綱

(設置)

第1条 島田市立島田第四小学校の校舎等(次条において「校舎等」という。)の建設に関し必要な事項を検討するため、島田市立島田第四小学校校舎等建設委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、校舎等の建設に関する次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学校の敷地全体の教育機能に関すること。
- (2) 児童の学習及び生活の環境に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、校舎等の建設に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから島田市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 島田市立島田第四小学校の学校評議員
- (2) 島田市立島田第四小学校の児童の保護者の代表者
- (3) 島田市立の小学校及び中学校の教職員
- (4) 市の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、島田市教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から同日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、委員会の会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させて、必要な説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

---

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

議案第28号

島田市立島田第四小学校校舎等建設委員会委員の委嘱又は任命について

島田市立島田第四小学校校舎等建設委員会要綱（平成30年島田市教育委員会告示第●号）の規定により、島田市立島田第四小学校校舎等建設委員を次のとおり委嘱又は任命する。

平成30年6月28日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

- 1 委嘱又は任命年月日 2018年7月1日
- 2 任 期 2018年7月1日から2019年3月31日まで
- 3 委嘱又は任命する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
新	やまだ よしお 山田 義雄	島田市元島田	学校評議委員 (島田第四小学校)
新	おぎわ りえこ 小澤 理江子	島田市中河町	学校評議委員 (島田第四小学校)
新	そのべ まゆみ 園部 真由美	島田市中央町	学校評議委員 (島田第四小学校)
新	わきさか かずひろ 脇坂 和洋	島田市元島田	児童の保護者の代表者 (島田第四小学校)
新	おおつか まさひろ 大塚 政浩	島田市中河町	市立小中学校の教員 (島田第四小学校校長)
新	いけがみ じゅんこ 池上 潤子	島田市中河町	市立小中学校の教員 (島田第四小学校教頭)
新	おくら なおや 小倉 直哉	島田市中河町	市立小中学校の教員 (島田第二中学校校長)
新	はた かつとし 畑 活年	島田市中央町	市職員 (市教育部長)
新	いしま ゆきのり 石間 幸典	島田市中央町	市職員 (子育て応援課長)
新	あまの ひろつぐ 天野 裕継	島田市中央町	市職員 (危機管理課長)
新	いけがや ひでひと 池谷 英人	島田市中央町	市職員 (学校教育課長)

- 4 選任理由 島田市立島田第四小学校校舎等建設委員会設置に伴う選任。

